

(別 紙)

保護者届並びに住所及び勤務先等に関する確認書を必要とする者の 事前手続について

志願に当たって、次の 1 又は 2 に該当する志願者は、事前手続を行うこととする。

1 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合

(1) 対象者

志願者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるもの。

(2) 提出書類

ア 高等学校入学志願者の保護者届 (第 1 号様式 (の 2))

イ それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料 (p. 3 参照)

(3) 提出先及び受付期間等

ア 提 出 先 京都府教育委員会教育長

イ 受付期間 令和 7 年 1 月 7 日 (火) から 1 月 10 日 (金) まで

ウ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

エ 受付場所 京都府教育庁指導部高校改革推進室

(4) 出願時の留意事項

上記 1 (2) に定める書類の提出を行い、京都府教育委員会から受理書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

2 志願資格の確認を要する場合

(1) 対象者

保護者の住所が府の区域内にない者で、以下に該当する場合

ア 志願者の住所又は志願者の勤務先が府の区域内にある場合

イ 保護者又は志願者の住所を入学日までに他の都道府県又は外国から府の区域内に変更する場合

ウ 志願者の勤務先が入学日までに府の区域内となる場合

(2) 提出書類

ア 志願資格確認書 (様式 1)

イ それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料 (p. 4 参照)

(3) 提出先及び受付期間等

ア 提 出 先 府立清明高等学校長

イ 受付期間 令和 7 年 1 月 7 日 (火) から 1 月 10 日 (金) まで

ウ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

エ 受付場所 京都府教育庁指導部高校改革推進室

(4) 出願時の留意事項

上記 2 (2)に定める書類の提出を行い、清明高等学校長から確認書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

3 その他

後期選抜を実施することとなった場合の手続については、別に指示をする。

「事務手続及び指導上の留意事項」

事 情	1 親権者又は未成年後見人以外の者が、未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合 (1) おじ、おば、祖父母等が保護者となる場合 (2) 他家の養子となった子について、実親が保護者となる場合 (3) 養子縁組届が審査中であって、養親になろうとする者が保護者となる場合 (4) 認知の父が保護者となる場合 (5) 離婚の際に親権者とならなかった方の父又は母が保護者となる場合 (6) 師僧（華道等の家元を含む。）が保護者となる場合	
手 続	提出書類	○ 高等学校入学志願者の保護者届 第1号様式（の2）（p. 5） （添付書類） ・ 在学（出身）中学校の校長の副申書（p. 6） ・ 保護者となる者と志願者の続柄が確認できる資料（例えば、住民票記載事項証明書（続柄の記載があること。）等） ・ 返信用封筒（定形・110円切手を貼ったもの） ・ 親権者又は未成年後見人がある場合はその同意書（様式例 p. 7）（上記1(2)の場合は不要） ・ その他京都府教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料
	提出先	京都府教育委員会教育長

注

- 1 親が単身赴任している場合で、本人と府内で同居しているもう一方の親（親権者）を保護者として出願するときは、この手続は必要ない。
- 2 父母が離婚し、保護者（親権者）が、復氏により本人と姓が異なる場合は、その旨を記した中学校長の副申書を入学願書に添付することをもって足り、この手続は必要ない。
- 3 上表(1)～(5)に該当する場合でも、中学校在学中（少なくとも第2学年修了後の期間）保護者であった者が、高等学校入学後も引き続き保護者となるときは、その事情を記した中学校長の副申書を入学願書に添付することをもって足り、この手続は必要ない。
- 4 未成年後見人に準じる者の範囲は、志願者の在学期間中監護及び教育を行うについて正当な理由がある者に限られる。
- 5 児童相談所を通じて施設に入所している志願者について当該施設の長や里親等が保護者となる場合、この手続は必要ないが、願書に保護者が施設の長や里親等であることが分かるように記載すること。

〔関係規定等〕

府通学区規則第3条
同規則施行規程第1条
選抜要項 12(1)

事 情	2 志願資格の確認を要する場合 (1) 志願者の住所又は志願者の勤務先が府の区域内にある場合 (2) 保護者又は志願者の住所を入学日までに他の都道府県又は外国から府の区域内に変更する場合 (3) 志願者の勤務先が入学日までに府の区域内となる場合	
手 続	提出書類	○ 志願資格確認書 様式 1 (p. 8) (添付書類) ア 志願者の住所が府の区域内にある場合 ・ 志願者の生活の本拠を確認できる資料 (例えば、家屋に係る売買契約書・賃貸契約書・固定資産税納入通知書 (明細書)、家屋評価証明書等の写し、社宅の入居証明等であって住居表示のあるもの。家屋の所有者・契約者等が志願者本人と異なる場合は、所有者・契約者等の同意書 (様式 2 p. 9) を添付すること。) イ 保護者又は志願者の住所を入学日までに他の都道府県又は外国から府の区域内に変更する場合 ・ 転居後の保護者又は志願者本人の生活の本拠を確認できる資料 (例えば、家屋に係る売買契約書・賃貸契約書・固定資産税納入通知書 (明細書)・家屋評価証明書等の写し、社宅の入居証明等であって住居表示のあるもの。家屋の所有者・契約者等が保護者又は志願者本人と異なる場合は、所有者・契約者等の同意書 (様式 2 p. 9) を添付すること。) ウ 志願者の勤務先が府の区域内にある場合 ・ 勤務先の就業証明書等 (勤務先の事業所の所在地が記載されているもの。) エ 返信用封筒 (定形・110 円切手を貼ったもの) オ その他府立清明高等学校において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料
	提出先	府立清明高等学校長

注

- 1 願書提出時において既に転居しているが、許可を受けて通学区域外の中学校に引き続き就学している場合は、この手続は必要ないが、区域外就学に係る許可証等の写しを入学願書に添付すること。
- 2 保護者の住所は府内にあるが、保護者の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する私立中学校等に就学している場合は、この手続は必要ないが、その旨を記した中学校の副申書 (**様式 3** p. 10) を入学願書に添付すること。
- 3 親が単身赴任等で府内に住居を有し、志願者は家族の他の者とともに中学校卒業後この住居へ転居する場合、この手続は必要ないが、副申書 (**様式 3** p. 10) を入学願書に添付すること。なお、この場合、府内の住所が確認できる資料 (事前手続に必要な上記添付書類に準じる。) を受付期間中に京都府教育委員会へ持参提出し、あらかじめ府立清明高等学校長の確認を得ておくこと。
- 4 過年度卒業者で、中学校卒業後転居した場合は、この手続は必要ないが、副申書 (**様式 3** p. 10) を入学願書に添付すること (ただし、中学校長の副申は不要)。なお、この場合、府内の住所が確認できる資料 (事前手続に必要な上記添付書類に準じる。) を受付期間中に京都府教育委員会へ持参提出し、あらかじめ府立清明高等学校長の確認を得ておくこと。
- 5 転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料において、家屋の所有者・契約者等が保護者又は志願者本人と異なる場合 (例えば、保護者の実家に転居する場合で保護者の父母等が家屋の所有者であるとき) は、原則として、所有者・契約者等の同意書 (**様式 2** p. 9) が必要であること。
- 6 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる場合は、この手続は必要ないが、区域外就学に係る許可証の写し又は副申書 (**様式 3** p. 10) を入学願書に添付すること。

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

保護者となる者の氏名 (印)

就学希望者の氏名

在学(出身)中学校名

注 「保護者となる者の氏名」欄について、保護者となる者が自署
の場合は押印不要です。

その他の場合については、保護者印を押印してください。

高等学校入学志願者の保護者届

私は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第3条の規定により、保護者(就学希望者の未成年後見人に準ずる者)となるので届け出ます。

記

1 就学希望者の住所

2 保護者となる者の住所

3 連絡先

電話 ()

4 就学希望者との関係及び届出の理由

5 志望高等学校等（(1)又は(2)の該当箇所に記入してください。）

(1) 中期選抜

	第1志望		第2志望
	第1順位	第2順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

(2) 上記(1)以外

区 分	高等学校名	学科等
京都府立清明高等学校特別入学者選抜	京都府立清明高等学校	普通科

副 申 書
(高等学校入学志願者の保護者届用)

就学希望者の氏名

在学（出身）中学校名

具体的な事情等を記入してください。

京都府内の保護者となる者の住所及び氏名

住 所

(電話)

氏 名

上記のとおり副申します。

年 月 日

在学中学校担任氏名

在学中学校長氏名

印

注 1 高等学校入学志願者の保護者届（第 1 号様式（の 2））を提出する際にこの副申書を添付してください。

2 「在学中学校担任氏名」及び「在学中学校長氏名」欄は就学希望者が中学校を既に卒業している場合は記入不要です。

(様式例)

同 意 書

私、(親権者) _____ は、(保護者となる者) _____ が、

(志願者) _____ の高校入学後の保護者となることに同意します。

年 月 日

保護者となる者の住所

保護者となる者の氏名

親権者住所

親権者氏名

⑨

年 月 日

志願資格確認書

京都府立清明高等学校長 様

保護者等氏名

志願者氏名

保護者等現住所

(志願者が成人の場合は志願者の現住所)

在学（出身）中学校名

志願資格確認事項

- ☐ 志願者の住所が府の区域内にある場合
- ☐ 志願者の勤務先が府の区域内にある場合
- ☐ 保護者等の住所を入学日までに他の都道府県又は外国から府の区域内に変更する場合
- ☐ 志願者の住所を入学日までに他の都道府県又は外国から府の区域内に変更する場合
- ☐ 志願者の勤務先が入学日までに府の区域内となる場合

※ 該当する志願資格確認事項の□欄にレを記入してください。なお、複数の事項に該当する場合であっても、該当するいずれか1つの志願資格確認事項の□欄にレを記入するだけで構いません。

※ □欄にレを記入した志願資格確認事項に応じた書類を添付してください。

上記の事情に相違ないことを証明します。

在学（出身）中学校長氏名



上記のとおり確認します。

年 月 日

京都府立清明高等学校長

同意書

下記の者が、私の所有する住居に居住することに同意します。

年 月 日

所有者（又は契約者）住所

所有者（又は契約者）氏名



記

1 住居の所在地

2 居住開始年月日 年 月 日

3 居住する者の氏名

氏 名	所有者（契約者）からみた関係

様式 3

副 申 書 (住所確認・過年度卒業者の転居用) 就学希望者の氏名 _____ 在学(出身)中学校名 _____
具体的な事情等を記入してください。
京都府内の保護者住所及び氏名 住所 _____ (電話) _____ 氏名 _____
上記のとおり副申します。 年 月 日 在学中学校担任氏名 _____ 在学中学校長氏名 _____ 
証 明 書 都道 ☐ 上記の事情に相違なく、() 公立高等学校に入学を志願しないことを証明します。 府県 在学(出身)中学校長氏名 _____ 
上記のとおり確認します。 年 月 日 京都府立清明高等学校長 

- 注 1 保護者等の住所は府内にあるが、保護者等の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する私立中学校等に就学している場合は、この副申書を使用してください。
- 2 保護者等のみが単身赴任等により京都府内に住居を有し、中学校卒業後志願者がこの住居へ転居する場合はこの副申書を使用してください。この場合、事前手続受付の期間中に京都府教育委員会まで府内の住所を確認できる資料を併せて持参提出し、府立清明高等学校長の確認を受けてください。
- 3 過年度卒業で中学校卒業後に転居した場合、この副申書を使用してください。この場合、事前手続受付の期間中に京都府教育委員会まで府内の住所を確認できる資料を併せて持参提出し、府立清明高等学校長の確認を受けてください。(中学校長の副申欄の記入は不要です。)
- 4 「証明書」欄について、京都府内の中学校を卒業(見込)の者は不要です。